

京都大学大学院生命科学研究所の組織に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(専攻及び講座)</p> <p>第5条 生命科学研究所の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>統合生命科学専攻 遺伝機構学講座、多細胞体構築学講座、細胞全能性発現学講座、応用生物機構学講座、環境応答制御学講座</p> <p>高次生命科学専攻 認知情報学講座、体制統御学講座、高次応答制御学講座、高次生体統御学講座、生命科学教育学・遺伝学講座</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務組織)</p> <p>第6条 } (略)</p> <p>(内部組織)</p> <p>第7条 }</p>	<p>(専攻及び講座)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>高次生命科学専攻 認知情報学講座、体制統御学講座、高次応答制御学講座、高次生体統御学講座、生命科学教育学・<u>遺伝学講座、システム生物学講座、ゲノム生物学講座</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p><u>(附属教育研究組織)</u></p> <p><u>第6条 生命科学研究所に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。</u></p> <p><u>放射線生物研究センター</u></p> <p><u>生命動態研究センター</u></p> <p><u>2 附属の教育研究施設のうち、放射線生物研究センターは、国立大学の教員その他の者で当該センターの目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものに利用させるものとする。</u></p> <p><u>3 附属の教育研究施設に長を置き、生命科学研究所の専任の教授をもって充てる。</u></p> <p><u>4 附属の教育研究施設の長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の附属の教育研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>5 附属の教育研究施設の長は、当該教育研究施設の業務をつかさどる。</u></p> <p>(事務組織)</p> <p>第7条 } (同 左)</p> <p>(内部組織)</p> <p>第8条 }</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に任命する放射線生物研究センター長の任期は、改正後の第6条第4項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。</p> <p>3 京都大学放射線生物研究センター規程（平成16年達示第47号）は、廃止する。</p>